

令和5年4月7日

保護者様

三木市立志染小学校
校長 前田 義典

地震発生時の児童の登校・下校の措置について

陽春の候、皆様方にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、下記の『地震発生時の児童の登校・下校措置』のとおりといたしますので、ご理解の上ご家庭での対応をよろしくお願いいたします。

なお、学校からの連絡は『すぐーる』等を想定しております。下表中の※は、被害が甚大で通信手段が使えない場合の対応とします。

記

《地震発生時の児童の登校・下校措置》

区分	措置
① 登校前(在宅中) 震度5弱以上の地震が発生 または、緊急地震速報が発表 された場合	自宅に待機し <u>学校の指示</u> を待つ。 ※学校から連絡があるまで自宅または避難場所 に待機とする。
② 登下校中 物につかまりたくなるような 大きな揺れを感じた場合	安全な場所に一時避難し、揺れが収まったら、 <u>学校または自宅の安全な方に避難して学校の指示</u> を待つ。 <u>強い揺れを感じたときは、特にブロック塀などの外壁 の倒壊、窓ガラスや屋根瓦の落下等に十分注意する。</u> ※自宅に避難した場合は自宅待機、学校に避難 した場合は引き渡しによる下校とする。
③ 在校中 震度5弱以上の地震が発生 または、緊急地震速報が発表 された場合	状況による学校判断。 児童は学校待機を基本とし、保護者は学校の指 示を待つ。(『すぐーる』による連絡。確認とれな ければ電話連絡。) ※引渡しによる下校とする。

○震度4以下の場合は、安全を確認した上で、原則平常どおりとします。

○『すぐーる』については、全家庭に登録いただいております。